

議案第33号

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年3月25日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表農地利用最適化推進委員の項、固定資産評価審査委員会委員の項、公平委員会委員の項及び名誉市民審査委員会委員の項中「5,500円」を「7,000円」に改め、同表地域安全会委員の部中「5,500円」を「7,000円」に改め、同表自転車等駐車対策協議会委員の項、特別職報酬等審議会委員の項、総合計画審議会委員の項、地方創生審議会委員の項、行政改革推進委員会委員の項、まちづくり基本条例推進委員会委員の項、離島振興計画協議会委員の項、男女共同参画審議会委員の項、プロポーザル方式選定委員の項、防災会議委員の項、国民保護協議会委員の項、地域福祉推進審議会委員の項及び国民健康保険運営協議会委員の項中「5,500円」を「7,000円」に改め、同表国民健康保険病院運営協議会の項中「国民健康保険病院運営協議会」を「国民

健康保険病院運営協議会委員」に、「5,500円」を「7,000円」に改め、同表休日応急診療所運営委員会委員の項及び廃棄物減量等推進審議会委員の項中「5,500円」を「7,000円」に改め、同表自然環境保護審議会の項中「自然環境保護審議会」を「自然環境保護審議会委員」に、「5,500円」を「7,000円」に改め、同表幼稚園、保育所及び認定こども園給食センター運営委員会委員の項、民生委員推薦会委員の項、障害者施策推進協議会委員の項、子ども・子育て会議委員の項、介護保険運営協議会委員の項、志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための審議会委員の項、隣保館運営審議会委員の項、予防接種健康被害調査委員会委員の項、健康づくり推進協議会委員の項、農業経営・生産推進協議会委員の項、常設造林委員会委員の項、緑化推進委員会委員の項、磯体験運営委員会委員の項、都市計画審議会委員の項、景観審議会委員の項、空家等対策協議会委員の項、下水道審議会委員の項、水道事業運営協議会委員の項、水道事業評価審査委員会委員の項、市営住宅入居者選考委員会委員の項、改良住宅入居者選考委員会委員の項、いじめ問題対策連絡協議会委員の項、就学支援委員会委員の項、奨学生選考委員会委員の項、留学奨学生選考委員会委員の項、給食センター運営委員会委員の項、社会教育委員の項、文化財調査委員会委員の項、美術ギャラリー運営委員会委員の項、教育集会所運営委員会委員の項及び総合教育センター運営委員会委員の項中「5,500円」を「7,000円」に改め、同表青少年補導センター補導員の部中「5,500円」を「7,000円」に改め、同表スポーツ推進審議会委員の項、スポーツ推進委員の項及びその他の非常勤の職員の項中「5,500円」を「7,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。